

平成27年5月11日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成27年5月11日
開会 13時22分 閉会 14時04分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 東口隆弘 副委員長 藤谷謹至
委員 内山美穂子 若山和幸 谷口和弥 中橋友子 乾 邦廣
(議長 芳滝 仁)
- 4 傍聴者 板垣良輔 荒 貴賀 小田新紀 小島智恵 野原恵子 田口廣之
岡本眞利子 寺林俊幸 千葉幹雄 増田武夫 佐藤いづみ(勝毎記者)
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 高橋平明
民生部長 川瀬俊彦 町民課長 山岸伸雄
- 6 事務局 事務局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 7 調査内容 1 付託された議案の審査について
議案第44号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
2 その他

委員長 東 口 隆 弘

◇審査内容

(13:22 開会)

- 委員長（東口隆弘） ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。
審査に入ります前に、各委員に申し上げます。担当部局より、追加の説明資料が提出されましたのでお手元に配付させていただきましたがありますか。

(ありの声)

- 委員長（東口隆弘） これより議事に入ります。議題につきましては、先ほど、本委員会に付託されました議案第44号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査であります。

それでは本委員会に付託されました、議案第44号について理事者の説明を求めます。
民生部長。

- 民生部長（川瀬俊彦） 議案第44号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

このたびの改正内容につきましては、先ほど、副町長から改正条文の説明がありましたので、私からは、別添の資料「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要」に基づきまして、説明させていただきます。

この資料につきましては、改正条例の概要について記載したものであり、表の左側の欄から順に右に向かいまして「改正項目」、「関係条項」、「改正の内容」、「適用年月日」、「摘要」に関して記載しているところであります。特に、「関係条項」の中の「法」につきましては「地方税法」のこと、「実特法」とは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」のことであり、「法施行令」とは「地方税法施行令」のことで及び「条例」とは「幕別町国民健康保険税条例」のことであり、改正の根拠法令となるものであります。

はじめに、改正項目の1番、課税限度額に係る改正内容についてであります。基礎課税額、いわゆる医療費分の課税限度額につきましては、51万円から52万円に改めるものであり、1万円を引き上げとなるものであります。

後期高齢者支援金等課税額の課税限度額につきましては、16万円から17万円に改めるものであり、これについても1万円を引き上げとなるものであります。

介護納付金課税額の課税限度額につきましては、14万円から16万円に改めるものであり、2万円を引き上げとなるものであります。これらの改正により、課税限度額の合計額は、81万円から85万円となり、4万円の引き上げとなるものであります。なお、この課税限度額の改正に伴う影響額につきましては、平成26年度の国保税課税ベースで試算したところ、707万8,000円の税収増になる見込みであります。

次に、改正項目の2番、国民健康保険税の軽減後の課税限度額についてであります。国民健康保険税の7割、5割、2割の軽減措置を受けた場合に、軽減後の課税限度額につきましても、今説明いたしました課税限度額と同様に引き上げとなるものであります。

次に、改正項目の3番、国民健康保険税の軽減措置に係る改正についてであります。

軽減措置のうち、7割軽減については、変更ありません。

5割軽減については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を現行の24万5千円から26万円に引き上げとなるものであります。

2割軽減につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を現行の45万円から47万円に引き上げとなるものであります。

これら軽減判定所得の算定基準の改正に伴う影響額につきましては、平成26年度の国税課税ベースで試算したところ、212万7,000円の税収減になる見込みであります。

なお、軽減措置に伴う国税の減収分に対しましては、一般会計から保険基盤安定繰入金として、補填されます。そして、その財源につきましては、国1/2、道1/4、町1/4の負担割合となっているところであります。

今回の国民健康保険税の改正により、総体といたしましては、課税限度額の引き上げと軽減措置の拡大に伴い、国税そのものは495万1,000円の増収となる見込みであります。

次に、改正項目の4番、国民健康保険税の課税の特例についてであります。金融所得課税の一体化による課税方法の見直しに伴いまして、条例附則第11項ほかの改正をするものであります。

この改正によりまして、個人投資家が税負担に左右されずに金融市場に参入できるように、国債をはじめとした公社債等の利子・譲渡損益に対する課税と、上場株式等の配当・譲渡損益に対する課税を同じ課税方式とし、互いに損益通算ができるように見直すものであります。

改正内容につきましては、以上のとおりでありますけれども、本年4月28日に開催されました幕別町国民健康保険運営協議会におきまして、この改正案の諮問に対し「可」とする旨の答申をいただいているところであります。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

- 委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、これより議案第44号に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 何点かお尋ねしたいと思えます。はじめに限度額の改定、引き上げに伴う、実際の世帯がどのぐらいになるかということなのですが、基礎世帯、後期高齢者支援世帯、介護世帯それぞれ今回の引き上げの対象になる世帯は何世帯ありますか。

それから、その対象となる人たちの所得は一人世帯でいくら以上の金額なのか。また、一人増えるごとに金額が変わって来ると思うのですが、それはいくらになるのでしょうか。

引き上げられる収入の増額は707万8,000円という説明だったかと思いますが、これはそれぞれ基礎、あるいは後期高齢、介護と区分されると思うのですが、どういうふうになるのでしょうか。それから2割軽減、5割軽減の方の質問です。これも、対象と

なる世帯は2割でどのぐらい、5割でどのぐらいあるのか。

そして、今回の改定によって拡大される訳ですけれども、その拡大される世帯というのは何世帯になるのか。はじめにこの4点をお伺いします。

○ 委員長（東口隆弘） 町民課長。

○ 町民課長（山岸伸雄） はじめに限度額の世帯がどのぐらいの対象となるかということでございます。限度額につきましてはいわゆる医療の基礎課税分でございますが、基礎課税分といたしましては全部で259世帯が対象となります。ただし、9世帯につきましては51万円から52万円の間にいる世帯ということになりますので、52万円を超える世帯となりますと250世帯ということになります。

次に後期高齢者支援金分でございますが、後期高齢者支援金分につきましても対象となる世帯につきましては269世帯ございまして、うち改正前の16万円を超過して課税される分が18世帯で17万円を超える部分で計算しますと251世帯となるものでございます。

つづきまして、介護納付金分でございますが、介護納付金につきましては113世帯ございまして、14万円を超過して16万円となる世帯については32世帯。16万円を超過する分となりますと81世帯という世帯数となるものでございます。

つづきまして、対象世帯の所得のベースでございますが、限度額を超過する世帯となりますと、一人世帯の所得ということでございますが、医療分と言いますと、基礎課税分でございますが、所得と言いますと一人でございますと、76万2,000円を超える方が対象となるものでございます。支援金分につきましては744万円となります。

介護分につきましては1,065万2,000円を超える世帯が限度額の超過世帯ということとなります。ちなみに二人でいきますと医療分と言うと721万5,000円。

支援金分でございますと715万3,000円。介護分でございますと1,002万3,000円という形になってまいります。それと軽減世帯に対してでございます。

軽減世帯の分でございますが、軽減世帯で申しますと、まず基礎賦課分の医療分で申し上げますが軽減世帯で2割軽減となる方でございます。

一般から2割になる方で2割軽減の平等割でございますが、一般から2割でプラス41世帯が対象となります。

2割から5割にいく方については40世帯減少となります。つまり、この2割軽減の平等割でいきますと1世帯が対象となるという形になります。

2割軽減の均等割でございますが、一般から2割になる方についてはプラス89人、2割から5割にいく方が76人となりますので、その均等割でいきますと13人が対象になるということでございます。

つづきまして5割軽減でございますが、平等割でいきますと、先ほど申し上げましたように2割から5割にいく方が40世帯ということになりますので、対象世帯は40ということになります。

5割軽減の均等割で申し上げますと、先ほど申し上げました2割から5割が76人ということですので76人が対象ということとなるものでございます。以上でございます。

失礼しました。今の試算におきましてはあくまでも26年度の課税ベースにおける資産だということを申し添えておきたいと思っております。そしてその世帯で、医療分で申し上げ

ますと平等割につきましては限度額超過世帯は先ほど言いましたように250世帯でござい
ますが、一般所得世帯で言いますと1,673世帯が一般というふうになります。

2割軽減で言いますと総世帯で言うと519世帯が対象となります。

5割軽減で言いますと634世帯が対象となるということです。

7割世帯で言いますと1,283世帯が対象となるということでございます。以上でござい
ます。

○ 委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○ 委員（中橋友子） 国民健康保険税の負担が非常に重たいという指摘をずっとさせてい
ただいてきたのですけれども、さらに今回の改定では他の税率がいじられる訳ではない
ですから、最高限度額だけなのですけれども、4万円の引き上げというのは加入者にと
ってはとても大きな負担になるだろうと、まず思います。

今回は加えて、2割軽減、5割軽減の対象となる世帯が拡大されるということであり
ましたから、どのくらいふえるのかなと思うと、そう多くはないということでありまし
て、全体の提案としてはやはり負担が大きいというところがクローズアップされるなど
いうふうに思います。

それですね、この限度額の先ほど所得、一人世帯の場合は基礎で760万、後期で744
万、介護で1,062万ということなのですけれども、いつもなのですけれども、このぎりぎ
りのところで負担が上がってしまうという、限度額でも高額所得が対象なのですが、た
っぷりの高額所得の人の4万円とこのぎりぎりのところの4万円というのは随分違って
くると思うのですよね。それで、そのボーダーラインの世帯、今回引き上げになって
しまう世帯というのがどのくらいいるのか、ということですね。

○ 委員長（東口隆弘） 町民課長。

○ 町民課長（山岸伸雄） 試算はしておりませんが、先ほどご説明申し上げましたとおり、
今回の限度額改正については改正前の51万円から52万円の方がいらっしゃいます。その
方がいわゆるボーダーという形になるかと思えます。そう考えますと医療分でいきます
と9世帯がボーダーという表現になるかなと。

後期高齢者支援金分でみますと16万円から17万円の間の方が18世帯いらっしゃいます
ので、その方。

介護分で申し上げますと14万円から16万円の中に32世帯ということになりますので、
それらの方がぎりぎりと言いましょいか、ボーダーのラインというふうに言えるかと思
います。以上です。

○ 委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○ 委員（中橋友子） この限度額をどう捉えるかということになるのですけれども、ちょ
っと調べてみましたら、国民健康保険制度単独の時の限度額と、その後、介護保険制度
が出来まして、介護保険分が限度額として加わると。さらに後期高齢者医療保険が限度
額として加わる。

この後期高齢者がスタートしたのは平成20年ですから、平成20年から限度額というのは
随分上がってきているのですよね。

平成20年の時の限度額をみましたら68万円だったのですよね。医療分、介護分、後期

高齢分全部合わせて。それが、今回改定というふうになると85万円ですから、差し引き17万。このわずか7年の間に17万円引き上がる。これは本当に大きいことだと思うのですよね。

それで、幕別町の国保運営はこれまでも一般会計から、昨年の決算の時には3億を超えて繰り入れしてますし、非常に努力をして負担の軽減には取り組まれてきたとは思っています。それは評価はしてはいるのですけれども、しかし、こんなふうに高所得者だからいいんだよということで、そうは思っていないとは思っていますけれども、そういう形で国の言うとおりに改定してきた結果、わずか7年に17万円上がるという、この現実というのは非常に厳しいものがあると思うのですよね。

その辺を考えて行くならば、今回の4万円の引き上げをどうしてもやっていかなければならないのかということになっていくのだと思うのです。恐らく、今、臨時会ですから、どこの町もこれから手がけられるところが多いと思うのですけれども、十勝管内の中でこれを据え置いて事業をやっていくというような状況はあるのかどうか、掴んでおられるのかどうか。

それと地方税法の改正に伴う改定ですから、恐らくやむなく出されてられると思うのですが、しかし、頑張っただけで改定しないよとなった場合に、これは前、前回改定の時にもお尋ねしたのですが、ペナルティはあるのですかと聞きましたら、ないということでした。今回もペナルティというのはないと押さえて良いのでしょうか。十勝管内の改定状況、それからペナルティの問題、どうでしょうか。

- 委員長（東口隆弘） 町民課長。
- 町民課長（山岸伸雄） 十勝管内における改正状況でございますが、帯広市は保険料でございますので、3月に帯広市で改定しております。4月には本別町が改定しております。また、5月改定予定につきましては、9町村となっております。また、6月改正予定の町としましては、8町村が改正予定ということになっているものでございます。
- 委員長（東口隆弘） 民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 国保会計のあり方につきましては本町だけでなく、日本全国、非常に厳しい状況ということでもあります。

委員がおっしゃられるように、限度額がその前の年も4万円上がってくるというようなことで、かなりご負担をいただいているというのが現状であります。

これは国におきまして、法律で定められていることですので、基本的には十勝管内どこの市町村も今までの経緯をみても法令どおりに改正をしていっているのが実状であります。

直接的なペナルティがあるわけではありませんが、普通調整交付金の算定におきまして、本来法律どおりにやれば入る税収がそれをしなければ入らないということになりますので、そういう普通調整交付金の算定において、一部減額をされるという可能性があるということでもあります。

そういうこともありまして、町としましては通常法令に基づく改正につきましては、そのとおりにやってきたということがありますし、今回もそのとおりにやりたいと思います。

なお、国保会計そのものの財政の厳しさというものは、先ほど言いましたように日本全国共通のことですので、国に対しまして、今後とも国としての財政支援を市町村にもしてくれるように、そのような要請は続けてしてまいりたいというふうに思っております。

○ 委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○ 委員（中橋友子） 結果としては全町村が改定予定だということですがけれども、確か前回の時には帯広と鹿追町が所得割で2万円低いという現実ありましたよね。つまり、法令どおりの最高まで、改定はしてきているのだけれども、わが町よりも2万円低いというところで抑えてたというのがありますけれど、今は全部一律ですか。

もう一つなのですが、交付税で参酌される可能性がある、調整交付金で。実際にはお金があるから上げなかったんでしょということであると思うのですがけれども、しかし現実にはそうなるのかどうかは明確ではないですね。

今回、何とか引き上げないで頑張れないかという思いでお尋ねするのですがけれども、結局、改定全体で差し引きすると495万円の増収ということですよ。

幕別町の平成25年度の国保会計の状況をみますと、6,350万円の黒字会計になってます。もちろん、他会計から繰り入れを入れた上ですけど。6,350万円の黒字の中で、毎年引き上げてきている。

今回引き上げなかったら、制度上やっていけないというようなぎりぎりのものであれば、いたし方ないだろうと思うのですがけれども、6千万の黒字が出ている中で今回改定による増収は500万だということであれば、何とか改定しないで、この部分飲み込みながらうちの国保運営というのをやれる見通しはあるのじゃないでしょうか。できないでしょうか。

○ 委員長（東口隆弘） 民生部長。

○ 民生部長（川瀬俊彦） 国保税の改正につきましては、町としましては基本的に今回の限度額の引き上げ、これはご負担が上がるということになります。

軽減措置につきましては、特に低所得者の方につきましては、少し税の面での負担が減るということになります。

これは国としてはセットで法改正をしているものですので、町としましても、これはあくまでもセットで提案させていただきたいという基本的な考え方でおります。

どうしても国保会計そのもの、今言われた黒字になったということにつきましては、ご存じのことと思いますが、一般会計からの基準外繰り入れを大きくしていることによりまして、結果として形式収支においては黒字ということになっていることではありますが、実質的には国保会計は赤字状態だということはお存じのとおりだとは思っております。

○ 委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○ 委員（中橋友子） 政策的に他会計から繰り入れるということは、わが町の政策として、国保税を一定のところで抑えるという考えがあるから、打ってこられたと思うのですよね。だから3億円入れてこられたと思うのです。

私たちはこれは大変評価するところなんです、もとをただせば国保がこれだけ厳し

くなっているのは、何回も申し上げてきてますけれども、国の国保会計に対する負担というのがどんどんどんどん削られてきているということがありまして、調べてみましたら、一番高かった時が1980年。この時が正確には59.5、約6割が国庫支出金。これは全国市町村国保の総収入に対する国庫支出金ですけれど。その割合が6割だったんですよ。それが現実には2007年には25%まで下がるということですから、半分以下。

市町村国保総収入に対する国庫支出金の割合が30年間の間に半額以下になってるといふ現実がありまして、それが結果として高い国保税につながってくると、そして全体の中で、私たちは社会保障制度と言ってますけれども、皆さんは互助制度という中で、所得の高い人にそれなりの負担をしていただかないと、低所得者の人が大変だということなことで、限度額を上げてきたという経過があると思うんですよ。

繰り返しになりますが、限度額がその結果としてここ7年間で今回をいれると17万円の引き上げになるっていうふうになってくると、結局、国が減らした分を加入者の中の比較的資金力がある方たちに多く負担していただくという実態じゃないかと思うんです。

恐らくこのままいっても、これではとどまらない。国に改定を求められると先に答えられてしまいましたけど、とどまらないだと思っんですよ。

やり方が医療会計の方で最高限度ちょっと上げてみたり、三区区分ありますから、一遍に4万ときていますが、介護だとか後期高齢だけが上がる時もありましたよね。そんなふう調整しながら毎年のように上がっていくというこの現実。どこかで牽制球をわが町から投げて、もう国に対して限界ですよということを示していくのも大事じゃないかと思うんですよ。

そういう意味では今回ここで4万円上げるのを踏みとどまって、これ以上被保険者に対して負担求められませんかという声を、そして実際にやっている仕事としてそれをみせて、国にきちっと責任を果たしてもらおうという方向に、今回あたりは決意できないでしょうか。

- 委員長（東口隆弘） 飯田町長。
- 町長（飯田晴義） 思い切ってというお話でありますけれども、これまでも町としては最大限思い切って、一般財源を投入して国保の負担を軽減してきたつもりであります。思い切って、据え置いても、据え置かなくても、言うべきことは言えるわけですから、そこは中橋委員おっしゃるように、これは国保の制度の問題だと私ども思っておりますんで、しっかりとわが町含めた北海道町村会として国に対して訴えてまいりたいというふうに思っております。
- 委員長（東口隆弘） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 言えることは言えますけれどもね、やっぱり被保険者の実態もきっちりと考えていただきたい。結局、国保は自営業者ですとか退職者ですとか失業者ですとか経済基盤の弱い方たちが加入されている現実がありますから、町長にお答えいただいた以上、これ以上答えを求めるということにはならないだろうとは思っんですけれども、私としてはこんな現状を続けさせるわけにはいかない状況に来ているということをはっきりと申し上げたいというふうに思います。
- 委員長（東口隆弘） 中橋委員よろしいですか。

(はいの声)

- 委員長(東口隆弘) 他に。

(なしの声)

- 委員長(東口隆弘) 他に質疑はないようなので、以上で終了いたします。説明員の方、どうもありがとうございました。説明員の退席のため、暫時休憩をいたします。

(暫時休憩)

- 委員長(東口隆弘) 休憩前に引き続き会議を開きます。本議案に対する各委員のご意見をお伺いします。ご意見のある方は、挙手をお願いします。中橋委員。

- 委員(中橋友子) 国民健康保険税の負担が非常に高いということはこれまでも指摘してまいりました。大体、年収300万程度でも30万を超える国保税がかかってくるという現実が変わっておりません。むしろそれは強化されてきています。

そういう中で、私は幕別町自体はそういった状況も踏まえながら、先ほど答弁のところでありましたけれども、一般会計から繰り入れなどをしながら、負担の軽減に向けて努力はされてきたということは認めるところであります。

しかし、今回の連続の引き上げというのは、さらにもっと手を打っていかなかったら、被保険者の困窮する状況というのは解消されないであろうというふうに思います。したがって、政策的な判断をさらに打って、今回の引き上げというのは踏みとどまるべきことではないかというふうに思います。

ただ、軽減の措置と両方抱き合わせできていますから、そこは自分としても非常に苦慮するところです。軽減は必要だと思いますから。説明いただく中では、この軽減に関わる世帯は41世帯。全体では634ですから、6%、7%、8%くらいになるんですか、7%ですね。

一方で引き上げとなる世帯というのは逆に、介護の方では113世帯、全体で269のうちの113ですから、これは引き上げの方が多いうふうに思います。

したがって、何とか踏みとどまるべきではないかというのが私の意見です。

- 委員長(東口隆弘) 他に意見のある方、いらっしゃいませんか。谷口委員。
- 委員(谷口和弥) 今回4万円の値上げということの提案であります。85万円になった国保の限度額もとうとうここまで来たかと随分高くなったなというのが正直な印象であります。

しかしながらという言葉になりますけれども、今回この提案が先ほどの質疑にも出たように軽減策との抱き合わせということになっている。国保財政が本当に厳しい中で、国の負担が軽くなっていく中では、結局こういう手法。こういう手法というのは、多く所得のある人から貰うように仕組みを作って、そして低所得者には軽減策を拡げていく、そういう手法しかないのではないかなというふうにも思うわけであります。

国保税の限度額が高くなる件について、国の財政負担を多くする件についてはまた別途、意見書等の手法の中であげることが望ましいのではないかと思います。

今回のこの地方税法改正に伴う提案でありますけれども、私としては、これは積極的に賛成とはなりませんけれども、受けざる負えない、そういう中身をもっているのではないかなというふうに考えているところです。以上です。

- 委員長（東口隆弘） 他に意見はございませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（東口隆弘） 今回の国保の税率引き上げについての意見が賛成と反対に分かれたと私は理解をしますが、ここで討論をしたいと思いますがよろしいでしょうか。まず反対討論からございますか。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 国民健康保険制度は国民皆保険ということですのですべての国民が何らかの保険に入るという憲法25条の国民が健康で生きる権利が保障されていますけれども、それに基づいて制定されているものであります。
したがって、基本的には財政面が大きいのですが、国の責任でその制度を維持する、運営するというのが大前提です。
ところが、先ほど申し上げましたように、そういう制度、仕組みにはなっていないながらも、国保財政がどんどんどんどん負担が削られてきたということになってきて、その結果、被保険者、加入者の保険料がどんどん引き上げられてきたというのが現実です。
今回の提案はその中でも最高限度額を引き上げていくという手法で81万円から85万円にするということでありまして、この7年間で総額で17万円の引き上げにもなっている実態があります。
法改正のもとで町もいたし方なく提案している実状をくみ取りながらも、やはり住民のことを考えた場合には、幕別町の財政力からして、それを踏みとどまる力がないというふうには思えません。
したがって、軽減措置は軽減措置で、別途対策をとることが可能としても、町独自の軽減策をとることが可能としても、やはり今回は抱き合わせでありますのでいずい面はありますが、85万円の引き上げという大きさにやはり歯止めをかけるべきだということで、私は反対いたします。
- 委員長（東口隆弘） 次に賛成討論はございますか。
（なしの声あり）
- 委員長（東口隆弘） ないようですので、これより採決をいたします。
議案第44号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 委員長（東口隆弘） 起立多数であります、したがって議案第44号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可とすることに決定いたしました。
ここで委員の皆さまにお伺いをいたします。本議案の審査に対する委員会報告については委員長、副委員長に一任をいただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。
（なしの声あり）
- 委員長（東口隆弘） 異議がないということですので、そのようにさせていただきます。それではこれで、本日の案件は終了いたしました。これをもって、本日の委員会を閉会いたします。

（14：04 閉会）